

大阪大学箕面地区教職員組合

2010 年度定期総会

2011年7月28日（木）18時30分から19時30分 於サティア

議案書

目 次

はじめに

第1号議案

1. 2010 年度活動報告

- (1) 大阪大学の不当労働行為に対する大阪府労委への救済申立て
- (2) 団体交渉の経緯：
- (3) 団体交渉の項目：組合は何を問題としてきたか？
- (4) 過半数代表者の選出
- (5) 規約改正
- (6) 総長候補者への公開質問

2. 組合の組織活動

- (1) 組合員拡大の取り組み
- (2) レクレーション活動

3. 2011 年度活動方針

- (1) 2011 年度の重要課題
- (2) 組合の組織の発展に関する取り組み

第2号議案 2010 年度決算報告と 2011 年度予算案

活動記録

資料

まず、東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りする。また、被災され、今なお苦しい生活を強いられている方々に対して、心からお見舞い申し上げる。阪神淡路大震災を経験した者として、今回の震災で大切なものを失ってしまった方々の気持ちを思うと、本当に言葉が出ない。この数か月間、日々の忙しさに取り紛れて、気が付くと被災地のことを忘れていた自分を情けなく思うこともあったが、それでも、今自分にできることを精一杯やるしかないと思い直して、様々なことに向き合ってきたつもりである。

それにしても驚くべきは、この国、もっと正確に言うならこの国の政治である。行方不明者も合わせると2万人を超す人々の命が失われたと言うのに、この国は4か月過ぎた今も、国として追悼の意を表わそうともしていない。被災地への支援のあり方も、原発対策も、みんな後手に回っている。それなのに、がれきの一つも拾いに行かずに政局の心配をしている政治家が山ほどいて、「天罰」だと発言した知事が再選し、「国が一つにまとまらなければ！」という「無垢な善意」を悪用して、規則で思想信条を踏みにじろうとする知事がもてはやされる。挙句の果てに、「こんな時に一致団結できない者は非国民」と言わんばかりの発言がもっともなこととしてまかり通る。少なくとも私は、上述のような政治家たちと「一つになろう」とは思わないし、こんな時だから一つにならねばと思うことがやむを得ないとも思わない。こんな時だからこそ、様々な角度からありとあらゆる視点で物事を見つめる力を育てなければならないはずである。

翻って、私たちの職場の状況はどうだろうか。執行委員長としても過半数代表としても、まだまだ勉強不足の感は否めないが、それでもよくわかったことが一つある。阪大当局は常に「強者の論理」で物事を進めようとするのだ。私たちが労働者の権利についていくら真摯に説明しても、「強者のカテゴリー」に入っていない方が悪い、の一点張りである。これではまるで、アパルトヘイト時代の南アフリカで「黒人であること」が悪いとされた状況と同じではないか。統合した時から感じていたことだが、阪大当局の主張を植民地時代の列強諸国の主張と照らし合わせると、ものすごく合点がいくことが多い。アフリカを学ぶ私が、植民地時代にアフリカの人々が経験させられたことを、身を持って体験することができるとは、何ともありがたいことであるとしか言いようがない。

残念ながら、現在はこのように決して働きやすい職場であるとは言えないだろう。それでも、私たちは前を向いて自分たちのできることを精一杯やらねばならない。なぜなら、私たちの目の前には、「世の中には多様な考え方と生き方がある」ことと、「言葉を使ってその多様性を理解し、自分の考え方や生き方を照射する」ことを学びに来た、多くの学生がいるからである。彼らに、私たちが多くの問題と向き合い、あきらめずに闘っている姿勢を見てもらおう。「長いものに巻かれる」ことなく、暴力に訴えることなく、自分が正しいと思うことを堂々と主張することの清々しさを示そうではないか。

2011年7月14日

2010年度執行委員長 竹村景子

第1号議案

1. 2010年度の活動報告

(1) 大阪大学の不当労働行為に対する大阪府労委への救済申立て

2010年7月6日に大阪府労働委員会に救済申立をして以来、8月3日に不当労働行為救済申立事件第1回調査、9月1日に第2回調査が行われました。

今年度の経緯は、次のとおり、

10月8日 不当労働行為救済申立事件第3回調査

12月6日 不当労働行為救済申立事件証人審問

1月11日 不当労働行為救済申立事件最終陳述

3月15日 大阪府労働委員会は大阪大学の不当労働行為を認め救済命令を下す。

ここで、大阪大学が阪大組合・箕面組合との団体交渉において、開催時間や場所の条件を限定したことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認めました。

主文は、

1. 被申立人は、申立人らが申し入れる団体交渉に開催時間及び開催場所の条件を正当な理由なく限定せずに、応じなければならない。
2. 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹村景子 様

大阪大学教職員組合

執行委員長 望月太郎 様

国立大学法人大阪大学

学長 鷲田清一

当法人が、貴組合らとの団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定したことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後は、このような行為を繰り返さないようにいたします。

しかし、大阪大学はこの命令を不服とし、従わず、

3月22日 大学側文書「大阪府労働委員会からの命令を受けての大学としての考え方について」という文書を組合に対して送り、大阪府労働委員会の命令を不服とし、中央労働委員会に再審査を申立てました。

3月28日 大阪大学中央労働委員会再審査申立

4月18日 大阪大学不当労働行為事件についての申入れ 鷲田学長宛送付

7月7日 大阪大学不当労働行為事件(再審査)調査

もちろん、所定の手続きに従って、再審査を申立てることは、権利として保障されています。しかし、再審査の結果、救済命令が取り消したり、変更したりしない間は、初審命令の効力があります。

労働組合法第27条の15「ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第25条第2項の規定による再審査の結果、これを取消し、又は変更したときは、その効力を失う。」

また、

労働委員会規則には、「(命令の履行)第45条 前条の規定により救済の全部又は一部を認容する命令につき命令書の写しが交付されたときは、使用者は、遅滞なくその命令を履行しなければならない。」

と書かれています。

現在、大阪大学は大阪府労委の命令に従わず、法令を順守するという倫理を失った状態にあります。

このような異常な状況の下、私たちは団体交渉を行わざるをえませんでした。

(2) 団体交渉の経緯：

11月22日 第一回目団体交渉申入れ 給与規定、特例職員採用 (大阪大学教職員組合と共催)

12月1日 **第一回目団体交渉** (大阪大学教職員組合と共催@吹田)

12月2日 第二回目団体交渉申入れ 退職金、帰国旅費、事務補佐員の交通費、駐車場

12月24日 **第二回目団体交渉** (大阪大学教職員組合と共催@吹田)

12月27日 **第三回目団体交渉** (箕面地区単独@箕面地区)

「平成22年12月2日付け申入れに対する回答」 総務部長の回答

ここまでの団体交渉においても、日程案をめぐって、激しくメールのやりとりがありました。この後、大阪府労働委員会の審査があり、不当労働行為の命令が下りました。しかし、第四回目の申入れから1か月を経とうとしているにもかかわらず、団体交渉が行えない状況にあります。(7月14日現在)

6月24日 第四回目団体交渉申入れ

項目：退職金、帰国旅費、雇い止め、事務補佐員の交通費、駐車場、64、65歳時の賃下げ、放射線量測定、外国人宿舎の備品、外国人教員と家族のサポート、植樹、指令命令系統の異なる教員に情報提供を、産前休暇、総長選考方法。

箕面組合の日程案：6月27日（月）9時から11時、
30日（木）10時から12時

6月24日 平成22年6月24日付け申入れに対する回答

大阪大学の日程案：7月6日（水）12時から13時、17時30分から18時30分、
8日（金）12時から13時、17時30分から18時30分

6月28日 日程案申入れ

箕面組合の日程案：7月7日（木）9時から11時、
11日（月）8時30分から10時20分、
14日（木）9時から11時、
21日（木）8時30分から10時20分、
25日（月）8時30分から10時20分、
28日（木）9時から11時

この申入れでは、7月は、渡航予定者など学生が昼休みに様々な相談にくるため、団体交渉どころか、休憩すら取れていないことを伝えました。

6月29日 平成23年6月28日付け申入れへの回答

大阪大学の日程案：7月14日（木）9時から10時、12時から13時、17時半から18時半
21日（木）9時から10時、12時から13時、17時半から18時半
それでも、昼休みを交渉時間としてきます。

7月1日 ようやく、14日9時に団体交渉することになりました。

しかし、

7月4日 平成23年7月1日付け提案への回答 7月14日の交渉時間について。

大阪大学は勤務時間内の団体交渉は「ノーワーク ノーペイ」と主張してきました。そのため、勤務時間内の団体交渉を実施する場合には、「事前に給与支払いの有無について労使間で合意に達する必要があると、大学としては考えております。」と事前交渉の日程調整をもちかけました。

大阪大学の日程案：11日（月）17時30分から18時30分
12日（火）17時30分から18時30分
13日（水）17時30分から18時30分

例えば、月曜日 5 時間目、書記長今岡は授業があります。なぜ、人事課はそんな時間を候補とするのか、理解に苦しみます。

箕面組合は月曜日か、木曜日の午前中を提案しているにもかかわらず、大阪大学はそれ以外の日程を提示してきました。この日程では都合がつかないことを回答しました。

7月6日 大阪大学は再度日程案を出してきました。

大阪大学の日程案 7月14日（木）、
7月19日（火）～22日（金）の日程で17：30～1時間程度

7月8日 箕面組合は、7月6日付けで照会中の日程について確認を行いました。

7月4日付け「平成23年7月1日付け提案への回答」は、「事前に給与払いの有無等について」「合意に達しない限り、大阪大学は団体交渉を実施できない、という通告内容だと組合は受け取りました。この点の確認を求めます。

7月11日 平成23年7月8日付け申入れへの大学の回答

7月12日 箕面組合は「新たな不当労働行為に抗議する」申入れをしました。

7月14日 大阪大学は「平成23年7月12日付け抗議文書について」 団体交渉のルール等について（メモ）を送ってきました。

大阪大学の考える「勤務時間内で給与の減額措置を講じないまま交渉を行っても、許容範囲内」とは、

- ① 年に1回程度（2回が上限）
1回の交渉時間は原則1時間（多少の延長は、常識の範囲内で認める）
- ② 組合三役に限る
- ③ 交渉場所は、2回に1回程度は箕面キャンパスで団体交渉が実施できるよう、配慮したい。

みなさんは、企業の団体交渉を見たことがあるでしょうか？組合執行部が前面に座り、後ろに一般労働者がたくさん座ります。これが団体交渉です。大阪大学は、団体交渉の回数、時間、参加人数を限定してきました。これは、**不当労働行為**以外の何ものでもありません。

また、「認める」「配慮したい」という言葉からも、労使対等という労働法上の原則を逸脱した立場に立っていることがわかります。大阪大学の使用者が労働法の問題に従って

労使協議の場につくにはまだ時間がかかります。そんなことに時間を費やさなければならぬことは、大変残念なことです。

7月20日 大阪大学は、団体交渉の開催を提案

7月27日（水）17時30分から18時30分

28日（木）17時30分から18時30分

7月20日 箕面組合は、「団体交渉が実現しない根本原因について」申し入れました。

7月22日 箕面組合は、27日、28日案を断りました。なぜなら、6月28日付け申し入れに、25日8時30分から10時20分、28日9時から11時という提案をすでにしているからです。にもかかわらず、違う日程と時間帯を提案してくるのは、どういうつもりなのでしょう。理解に苦しみます。

つづく

（3）団体交渉の項目：組合は何を問題としてきたか？

団体交渉が困難な状況にありますが、組合員の切実な問題は増えています。ここでは争点を簡単に書いておきます。詳しくは、申し入れ文書の原文を資料として付けていますので、そちらをごらんください。

① 継承教員の退職金は満額支払え！不利益変更問題は許さない！ 結果×

9月2日 「3人の弁護士に退職金問題を聞く」会開催

10月7日 退職金問題説明会開催

12月2日、団体交渉、6月24日付申し入れ

箕面組合の問題意識：旧外大教職員の諸権利は、統合後も包括的に保証される。また、国は法人化の時点で、外大教員の退職金を保証している。大阪大学が国に要請すれば、国は満額退職金を支払う。なぜ、大阪大学は、それを要請しないのか。

大阪大学の主張：統合後8年半にも及ぶ経過措置期間を設けた。同様のキャリアを有しながら、一定期間の所属の違いのみにより、退職手当額に差が出ることは合理性がない。
(12月27日)

今年度は団体交渉だけでなく、弁護士さんと緊密に連絡をとり、提訴の準備をし、マスコミへの広報活動をしていく必要があります。

② 賃金を引下げられる理由は、我々にはない！ 結果×

賃金引下げ問題は、退職金に直接影響します。11月22日付申入れ、団体交渉

- ・ 阪大 Now12月号に掲載された財務室の報告

大阪大学の今年度予算の第2次補正が行われ、1次補正後の予算から人件費が8億8000万円削減され、その削減分が、戦略的経費等に投入されることになりました。

箕面組合の問題意識：経営者側がまず努力すべきである。

- ・ 50歳代後半層の給与について、一定率をかけて賃金水準を引き下げる。結果×

箕面組合の問題意識：やり方は、これまでの官民比較方式による給与決定、職務給原則の根本を覆すものであり、大阪大学がこの勧告に準拠するなら断じて認められないことです。また、大学に勤務する55歳以上の職員は、国家公務員と比較しても低い給与水準にあり、大学の教員の入職年齢は、大学院卒のため一般職員（大卒）より6年程度遅くなっています。職種の特殊性を無視して単純に年齢で区分して賃金カットすべきでないことは、大阪大学を経営する職分にある者の当然の見識です。本日以降、大阪大学に人事院勧告準拠という、無能としか言いようのない人事政策を実行させない運動が求められます。

- ・ 3月31日付の通知文 「64歳、65歳では年収が2割カット。」

大阪外大の承継教員で昭和27年4月1日以降の誕生日の教員が64歳、65歳になった時に、不利益変更になる。

大阪大学の主張：第3期中期計画期間以降は、64才、65才時の給与も、全学同一の制度となる。（12月27日）

箕面組合の主張：大阪大学は、大阪外大との統合による仕事量が増え、他の大学と同じ状況にない。賃金を引き下げられる理由は、労働者側にはない。

大阪大学の主張：賞与については「その期ごとに決定する」ものと給与規定で定めている。前年度の支給率が既得権となることはないため、減った／増えたなどと比較する事自体が適切さを欠く。

- ・ 今、国会では国家公務員の給与を10%削減する法案を審議しています。阪大組合とともに「給与削減反対署名」に取り組みます。6月24日付申入れ

③ 非常勤職員を人として大事にしろ！ 結果×

・法人化前から在職している非常勤職員の特例職員制度導入による雇い止めを許さない。
(6月24日付申入れ)

箕面組合の問題意識：特例職員制度はいい制度である。しかし、現状のままでしか、働き続けることができない事務補佐員もいる。特例職員制度を利用しなければ、自動的に解雇される人がいる。制度には適応しないケースが出てくるので、現場の意見を聞いて、修正すべきである。

大阪大学の主張：今の身分のまま、雇い続けることはできない。

・雇用期限を設定した非常勤職員の雇い止めを許さない。6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：労働法は、働き続けたい労働者に不利益となる雇い止めを強いているのではない。使用者が同じ仕事をさせながら、非常勤という待遇を押し付けることに歯止めをかけるためにかけた制限である。

大阪大学の主張：雇止めの判断基準を明確にするためにも、更新期間を含む労働契約期間に上限を儲けることが必要である。(6月29日)

・非常勤職員の交通費を支払え！ 11月22日、団体交渉、6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：交通費は交通費、賃金は賃金として支払え。

大阪大学の主張：各種手当を含めた年収ベースの職務給として支給している。統合前から継承している非常勤職員には激変緩和のため、通勤手当相当分を含めて時間給のランクを決定している。(12月27日)

④ 女性教員の産休問題を地方公務員並みにしろ！ 結果△～×

就業規則の出産時休暇を無給とするという文言を削除しろ。

出産前休暇を、小中学校の先生並に、6週間から8週間にしろ。

箕面組合の問題意識：外大時代、産休時100%賃金は支給されていた。男女共同参画に力を入れるなら当然である。就業規則の無給という言葉は削除すべきである。また、地方公務員並みに、産前8週間の休暇を与えるべきである。

大阪大学の主張：「当分の間」は有給としている。労働基準法に抵触しない範囲で保障している。妊婦検診や外来診療の予約支援を実施している。(6月29日)

言語文化研究科統合後も、産休時に受け持つ授業の半分は、非常勤講師が受け持つ制度を守っていこう。

⑤ 外国人教員を大事にしろ！ 結果×◎△

外国人教員に帰国旅費を出せ！12月2日、6月24日付申入れ ×

箕面組合の問題意識：特任教員というカテゴリーに入れられても、外国人教員が外国語学部の専攻語教育に欠かせない存在であることは変わらない。南米やアフリカなどの遠く

に帰る教員は、生活費を切り詰めて帰国旅費を準備しなければならない。また、引っ越し費用も支払われなくなった。外国語学部の授業の質を維持するためにも、帰国旅費を支払え！

大阪大学の主張：外国籍であることを理由に帰国旅費を支給することは妥当性を欠くと大学は考えている。（12月27日）

外国人宿舎の設備や環境を改善しろ！6月24日付申入れ **◎**

箕面組合の問題意識：外国人宿舎の備品の老朽化がはなはだしい。即刻、節電型の電化製品等に取り換えること。

大阪大学の主張：故障や不具合等があれば、申し出れば、対応する。（6月29日）

外国人教員とその家族のサポート体制を新たにつくれ！6月24日付申入れ **△**

箕面組合の問題意識：育児や介護を抱える教員をサポートするシステムがあるように、外国人教員とその家族をサポートするシステムを作れ。

大阪大学の主張：語学堪能な職員を配置すべく、採用や研修体制の充実に傾注する。（6月29日）

申入れ書を英語に訳し、外国人の先生方に配布したところ、同感であるという反応が帰って来ました。

⑥ 駐車場問題、まだ納得していないぞ！ 結果×

箕面地区の駐車料金を廃止しろ！12月2日、団体交渉、6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：働きに来て、なぜ、駐車料金を支払わなければならないのか。箕面地区にはゲートもない。駐車料金は何に使われたのか。

大阪大学の主張：原因者負担。病院の患者に対してはサービスの観点から無料にしているので、次元が異なる。（12月27日）

⑦ 安全安心を箕面でも確認したい！ 結果◎

箕面地区でも放射線量を測定しろ！6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：吹田や豊中地区では計測し、なぜ、箕面ではないのか？

大阪大学の主張：箕面キャンパスも測定対象とする方向でスケジュール調整を行う。（6月29日）

⑧ キャンパス環境改善問題 結果○

節電のためにエアコン使用制限を行うなら、箕面キャンパス構内に涼しい居場所をつくれ！ 6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：節電というが、箕面の消費電力は豊中より一桁、吹田より二桁少ない。エアコン使用制限を行うのであれば、箕面キャンパス構内に植樹して、涼しいところを作るべきである。

大阪大学の主張：長期的な視点から施設設備や緑化を計画的に進める予定。(6月29日)

⑨ 情報は周知徹底しろ！ 結果○

箕面キャンパスで授業を行う教員には、他地区の指令命令系統下にあっても、箕面キャンパスの情報を提供しろ！ 6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：実労働の場と指令命令系統がずれるために、工事などの情報が届かないことがある。

大阪大学の主張：申し入れを受け、大学としても部局に周知徹底をお願いした。ICHOの全学掲示板も利用するように。

⑩ 総長選挙の選出はあれでいいのか？ 結果×

総長の選考方法を民主的に改善しろ！ 6月24日付申入れ

箕面組合の問題意識：大阪外大では、教職員だけでなく、学生や院生も投票権をもち、意向調査に参加した。キャンパスの全構成員から大学の総長を選ぶべきである。また、投票期間、投票場所が限定されていたため、投票できなかった人、授業を休まないといけない人もいた。

大阪大学の主張：何ら問題ないものとする。

(4) 過半数代表者の選出

今年度も、組合の委員長を過半数代表者にする運動を行いました。みなさん、ご協力ありがとうございました。

<選出までのプロセス>

- ・ 10月1日 次期過半数代表者選出開始(～10月29日)
- ・ 10月29日 過半数代表者変更のため鷺田学長宛「通知」送付
- ・ 11月12日 箕面地区事業場過半数代表者選出確認作業

10時から箕面地区の労働者過半数代表の署名を確認する作業が行われました。使用者側からは、人事課職員が3人。実際の確認作業は、豊中地区過半数代表者我田広之と使用者側

の推薦する職員のお二人で、母数となる名簿と署名を確認していただきました。

<結果>

箕面地区事業場労働者数：276

過半数となる数 139

同意書の数 149

が確認されました。

参考までに

使用者側が考える箕面地区事業場労働者数は、169

過半数となる数 85

同意書の数 97

も確認されました。ご協力ありがとうございました。

これで、私たちの教職員組合の委員長竹村景子が箕面地区の労働者過半数代表者であることを使用者に認めさせました！

事業場の問題は未決着ですが、今年も2つの概念が共存しています。

<箕面地区過半数代表者としての活動>

- ・ 1月12日 「箕面地区過半数代表者より：就業規則内容変更に関する意見聴取について（2011.01.12）」
- ・ 1月24日 「箕面地区過半数代表者より：意見書を提出しました
- ・ 2月28日 「箕面地区過半数代表者より：意見書を提出しました
- ・ 3月7日 「箕面地区過半数代表者より：就業規則内容変更に関する意見聴取について」
① 36協定の変更点は第4条第1項→450時間を480時間にする。②前年までは年度末3月31日までとしていたが、この間特段の問題が生じなかったため、有効期間を自動延長としたい。
- ・ 3月22日 「箕面地区過半数代表者より：意見書を提出しました」 450時間を480時間に改悪しない。
- ・ 3月29日 箕面地区過半数代表者と大阪大学学長は「時間外労働及び休日労働に関する協定書」（450時間のまま）及び「育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休暇等の適用除外に関する協定書」を締結しました。

<竹村メモ>

- 労使協議においては、4地区の過半数代表が団結して従前通り450時間を上限にすることを主張し、使用者側に譲歩させることができた。

- 箕面地区安全衛生委員会では、精神科担当医師から次のような指摘があった。「超過勤務を行なった職員がきちんと保健センターの診察を受けているかどうかについて、安全衛生委員会での議題にならないのはおかしいのではないか」、「超勤後に体調を崩している場合、安全衛生委員会が人事課と連携を取ってしかるべき対処をしなければならないのではないか」ということである。確かに、超過勤務を行なった職員が何人いるかということは過半数代表に報告があるが、その後の状況は何も把握できない。労働者の権利を主張する立場にありながら、そのような問題を知らされないというのはおかしいと思われる。
- 新総長に医学研究科の平野教授が内定しているが、4地区の過半数代表は近いうちに新総長との懇談会を申し入れることにしている。非常勤職員の雇用問題、交通費問題などを中心に、新総長の姿勢と考え方をしっかり問い質す予定である。

(5) 規約改正

もともと執行委員の定数を減らすことは前年度からの引き継ぎ事項でしたが、労働委員会の救済を受けるにあたり、規約の改正を行う必要が生じました。3月17日に臨時総会を開き、規約を改正し、特に、執行委員の定員を6人に削減しました。

(6) 総長候補者への公開質問

阪大と統合し、初めての総長候補者の選挙。5月17日、箕面組合は大阪大学総長選考第1次候補者7名への公開質問を行いました。回答は英語にも訳し、ホームページ上で公開しました。大阪大学組合も、回答をポスターにし、箕面組合の活動を紹介してくれました。

大阪大学総長選考第1次候補者への公開質問

質問(1) 現行の総長選挙のあり方について何かお考えのことがありましたら、お聞かせください。

質問(2) 非常勤職員は最長6年で雇い止めとなり解雇されます。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問(3) 法人化前から働いている非常勤職員は、特例職員試験に合格しなければ、5年で解雇されます。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問(4) 非常勤職員は交通費が支払われていません。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問(5) 旧外大時代には外国人の教員は、客員教員の待遇を受けていたため、引っ越しの費用を含む帰国旅費が支給されていました。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問(6) 通勤のために駐車場を利用する教職員は駐車場代を支払っています。これにつ

いてどのようなお考えでしょうか。

質問（7）大阪大学の就業規則本則では産休は無給となっています。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問（8）旧外大教員は法人化の時点で65歳定年時の退職金が支給されることになっていました。これについてどのようにお考えでしょうか。

質問（9）昨年は人事院勧告に従って、賃金が引き下げられました。これについてどのようにお考えでしょうか。また、今年度、公務員の給与が10%引き下げられるに伴い、再び賃下げの可能性があります。これについてどのようにお考えでしょうか。

これに対し、回答者5人の内、一問一答回答したのは2人。新総長に内定している平野教授は、組合の質問に回答しませんでした。4人の過半数代表者との懇談会で回答していただきます。

2. 組合の組織活動

（1）組合員拡大の取り組み

レクリエーションへの参加を広く呼びかける以外には、取り組むことができませんでした。11年度の課題にしたいと思います。

組合員数の現況

教員	人
職員	人

2011年7月28日現在

（2）レクリエーション活動

今年度は旅行などを計画せず、キャンパス内でメンバーのポテンシャルを楽しめる企画を考えました。

<組合ランチ>

組合ランチは、サティアのバイキングを楽しんでいただき、組合が後払いします。10月28日、12月2日、1月6日、2月3日“power lunch”、7月7日 七夕ランチ。2月3日から外国人の先生にも参加を呼びかけ、7月7日には参加していただきました。参加者数は少なくても、毎回人が変わります。この時に寄せていただいた意見は、団体交渉の力になるので、執行部がパワーをいただくランチと言えます。

<チョコレート大作戦>

教授会の前の時間に設定しますが、他の地区で働く教職員は参加できず、また箕面地区にいても教授会も複数あり、委員会や学生指導のために忙しくて参加できない方も多くいます。それで、チョコっただけ時間を共有しようと、2月25日「チョコレート大作戦」を開始しました。箕面山麓のエスパーロというフェアトレードの店から、児童労働などの搾取をしないで作られたオーガニックチョコレートを取り寄せました。試験の採点時期でもあったので、他地区で働く教員にも手渡すことができましたし、研究室を訪ねて、話すきっかけになりました。この時に寄せていただいた意見も、団体交渉に盛り込みました。チョコレートはすべての組合員にはまだ届いていません。

<楽しくてためになる企画>

箕面キャンパスは働くだけではなく、楽しく学べるポテンシャルのある場。それを祭りのパワーに変換して共有し、働き甲斐を作っていこうと考えました。新執行部が勢いに乗るために企画した第一弾。10月28日「楽しくてためになる」講演会第一弾「アフリカ音楽最新事情」。スワヒリ語卒業生のサカキマンゴーさんを招いて、アフリカの熱い夜となりました。

第二弾は、ドキュメンタリー映画「ビルマ VJ」の上映でしたが、実施に至りませんでした。執行部のパワー不足で続きませんでした。11年度も続けたいと思います。

<語劇祭支援>

学生たちがそれぞれの専攻語の言葉と文化にこだわって語劇祭を実施するのを教員が盛り上げようと考えました。11月5、6日「世界の食博覧会」、学术交流室とB棟前でベトナム、ロシア、ハンガリー、パキスタン、東アフリカ、モンゴル、モンゴル人の好きな韓国料理を振舞いました。B棟前にはベトナム焼肉に並ぶ長蛇の列、炭火の煙の豪快さが大評判になりました。組合をやめた方も、組合員も、箕面キャンパスを盛り上げていこうという気持ちで協力できたことは、久々にうれしいことでもありました。

<連帯>

9月24日、言文教職員組合の森執行委員長が組合事務室を訪問。レクリエーションを中心に、いっしょにできることを増やしていこうという話になりました。具体的には何もありませんでした。

阪大組合から冬の信州旅行（2011年1月27日～31日）のお誘いがありました。参加者はありませんでした。

阪大9条の会 2011年新年の集いが、1月14日豊中キャンパス国際公共政策研究科講義シアターで開かれました。第一部は、外国語学部学生による「南京訪問で学んだこと」の報告、第二部は、JAL 客室乗務員組合による「JAL の経営破たんと乗務員解雇撤回闘争」。

阪大組合執行部が多数参加しました。箕面組合からは今岡が参加しました。

また、6月1日には阪大9条の会が同じ講義シアターで緊急集会を開き、阪大組合書記長の北泊謙太郎さんが「学校現場における『日の丸・君が代』強制の歴史的経緯」について講演し、討論が行われました。箕面組合からは今岡が参加しました。

<歓送会>

退職者送別会に参加する人にとっても楽しい会にしようと、臨時総会の後、3月17日に「歓送会+ご苦労さん会+震災チャリティーという形で行いました。退職する萬宮先生やサラントヤー先生を慕う学生たち、大阪に避難してきた元日日センター留学生も参加しました。西アフリカの太鼓とダンスサークルのタリベで盛り上がり、沖縄からツアー中のKEN子の歌で癒されました。高尾山や祝島の味噌や干しダコ、辺野古のジュゴングッズや高江のTシャツ、アフリカのシングルマザー支援のカバンなど、自然や労働を大切に活動が行われている地域の恵みの抽選会+チャリティーで参加者は幸せになりました。40,391円の募金は、6月12日にあしなが育英会に送金しました。

<歓迎会>

新任の教職員を歓迎する春の集いを5月12日に開催しました。外国人の先生がたくさん参加してくださり、多言語自己紹介の時間がとても楽しいものでした。タリベの演奏で盛り上がりました。

3. 2011年度の活動方針

(1) 2011年度の重要課題

大阪大学の不当労働行為を許さない。

退職手当規程による大阪外国語大学承継教員の退職金減額支給などの不利益変更を許さない。提訴の準備を始める。

法人化前から在職している非常勤職員の特例職員制度導入による雇い止めを許さない。

雇用期限を設定した非常勤職員の雇い止めを許さない。
非常勤職員の交通費支給を実現すること。

箕面地区の駐車料金を廃止すること。

賃金要求（2009年度に強行された期末勤勉手当と給料の引き下げ分の是正要求、非常勤職員へ期末手当の支給要求など）をまとめ、毎年提出して交渉する。

再雇用制度を検討し、再雇用職員の賃金単価引き上げに取り組む

女性教員

就業規則の出産時休暇を無給とするという言葉を削除させる。

出産前休暇を6週間から8週間にするよう要求する。

言語文化研究科統合後も、産休時に受け持つ授業の半分は、非常勤講師が受け持つ制度を維持する。

外国人教員

外国人教員の帰国旅費を要求する。

外国人宿舎の設備や環境改善を要求する。

外国人教員のサポート体制を要求する。

(2) 組合の組織の発展に関する取組み

過半数組合をめざし、組合員拡大に向けて取り組む。

共通する課題については阪大組合と共同で団体交渉をおこなう。

3つのキャンパスに分かれた組合員が連帯を深め、親睦と交流をはかれるようにレクリエーションを工夫する。

すべての組合員が組合活動にかかわるため、執行委員の選出方法などを抜本的に検討する。